

2019 年 7 月 17 日

「省エネルギー設備投資に係る利子補給」の 取扱指定金融機関への選定について

当行は、法人および個人事業主の皆様の新たな設備投資への具体的な支援に向け、経済産業省が行う「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の指定金融機関に選定されましたので、下記のとおりお知らせします。

今後も、地域金融機関としてさまざまな公的支援・サービスの提供を通じて、地域の創造的復興の実現に積極的に貢献してまいります。

記

1. 主旨

本制度は、九州フィナンシャルグループで公表した「[投融資に関する指針](#)」に基づきお客様のE S G投資（※）を支援するためのご融資です。

※E S G投融資

財務情報だけではなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮した事業活動等非財務情報も考慮して行う投融資。

2. 本制度の概要

所管省庁	経済産業省 資源エネルギー庁
事業要件	（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業 （イ）設備導入により、工場全体のエネルギー消費原単価が1%以上改善する事業 （ウ）クラウドサービスやEMSの導入等による省エネ取組に関する事業 注1. 既存設備を更新する場合は対象外 注2. 導入設備が設置される特定された一つの工場・事業場にて使用するもの 注3. 導入設備の契約・発注が2019年4月1日以降であること 注4. 兼用・将来用・予備設備や中古品は対象外
利子補給率	最大1%
利子補給期間	最大10年間

3. その他

当行では、本制度のほか、お客様の抱える事業課題への解決支援に向けたさまざまなコンサルティングメニューを取り扱っております。詳細は、最寄りの営業店もしくはお取引店へお尋ねください。

以上